

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額の改定について



令和7年4月分より手当額が2.7%引き上げとなります。
改定後の金額は次のとおりです。

◇児童扶養手当の月額

	令和7年3月まで	令和7年4月以降
対象児童1人の場合の月額	全部支給 45,500円	全部支給 46,690円
	一部支給 45,490円～10,740円	一部支給 46,680円～11,010円
第2子以降加算額	全部支給 10,750円	全部支給 11,030円
	一部支給 10,740円～5,380円	一部支給 11,020円～5,520円

◇特別児童扶養手当の月額

	令和7年3月まで	令和7年4月以降
1級	55,350円	56,800円
2級	36,860円	37,830円

【問い合わせ先】 住民生活課児童係 ☎0137-62-2112

妊婦のための支援給付金について

令和7年4月1日より、すべての妊婦や子育てが家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した「伴走型相談支援」を行うとともに、出産育児関連品の購入や子育て支援サービス利用等の負担軽減を図るため、妊娠届出後および子の出生後に支援給付金を支給します。

【支給対象者と給付額】

- ① 支援給付金(1回目)として、4月以降に妊娠届出を提出した妊婦の方を対象に、妊婦1人あたり5万円
 - ② 支援給付金(2回目)として、4月以降に出生した妊婦の方を対象に、胎児1人あたり5万円
- ※流産・死産の場合も給付金の対象となります。

【支給方法】

○支援給付金(1回目)

妊娠届出書を提出時の面談の際、認定申請書を配布しますので、必要書類を添えて、郵送または左記の窓口へ提出してください。

○支援給付金(2回目)

新生児訪問の面談の際、胎児の数の届出書を配布しますので、必要書類を添えて、郵送または左記の窓口へ提出してください。

【提出窓口】

- ・住民生活課児童係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所住民サービス課

※詳細は町HPをご覧ください。
せくください。

【問い合わせ先】

○給付金支給手続きについて

・住民生活課児童係

☎0137-62-2112

○アンケート・面談について

・保健福祉課健康推進係

☎0137-64-2112

・住民サービス課住民福祉係

☎01988-2-3111



町HP

《支給のイメージ》

①母子手帳交付時に面談



②認定申請書の提出



③妊娠7か月頃にアンケートを記入(希望者は面談)



④新生児訪問にて面談



⑤胎児の数の届出書の提出



【1回目】
5万円



【2回目】
5万円
(胎児1人あたり)